

令和8年1月8日

山形市長 佐藤孝弘 様

山形市における宿泊税に係る制度のあり方等について 報告書

山形市観光財源検討委員会

山形市観光財源検討委員会では、山形市における観光振興に係る現状・課題を踏まえ、「宿泊税その他の新たな観光財源の導入に関すること」「宿泊税その他の観光財源を活用した観光振興のための施策の検討に関すること」について協議し、具体的な検討を行いました。

その結果、全3回の協議を経て市民、宿泊事業者及び宿泊者から理解が得られることを念頭に、以下のとおり制度内容をまとめましたので報告いたします。

1 導入すべき観光財源及び制度内容等

持続可能な観光振興を目指す上で、「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点を挙げ、山形市としても、これらを含めて施策の実施に要する費用に充てるための観光財源として宿泊税を導入する。

(1) 目的

山形市の自然、歴史、文化・スポーツなど観光資源の魅力向上、来訪者の受け入れ環境の充実、その他持続可能な観光産業の発展により宿泊人数及び宿泊数の増加を図り、市民と来訪者の満足度向上につながる観光振興施策に要する費用に充てるため。

(2) 税収の用途

- ・多様なニーズに対応した観光振興
- ・観光地の魅力と利便性向上に向けた基盤整備
- ・高付加価値旅行者の誘客推進

(3) 課税客体

- 次に掲げる宿泊施設、住宅への宿泊行為
- ・旅館業法に規定する旅館業(下宿営業を除く。)の宿泊施設
 - ・住宅宿泊事業法に規定する住宅(民泊)

(4) 納税義務者

宿泊者

(5) 徴収方法

特別徴収(特別徴収義務者(宿泊施設)が宿泊者から宿泊税を徴収して納入)

(6) 税率

宿泊料金の3%(定率制)

(7) 課税免除

修学旅行などの教育旅行

(8) 課税(見直し)期間

条例施行後5年ごと

(9) 事業者支援

特別徴収義務者交付金、観光推進共働金、レジシステム改修補助金

2 留意事項

- (1) 今後、山形市において、当委員会で議論した様々な効果と課題について引き続き整理し、十分に検討を加えながら、導入に向けて対応していくことが必要である。
- (2) 宿泊税の導入に伴う新たな財源の使途については、その導入目的を踏まえて活用するとともに、宿泊事業者はじめ市民等から使途に対する理解が得られるよう心掛けることが必要である。
- (3) 宿泊税の導入に当たっては、特に以下の取組について実施することが必要である。
 - ア 市民や宿泊事業者等に対する宿泊税の導入目的、使途、税額などの丁寧な説明や意見聴取、並びに周知活動
 - イ 宿泊事業者へのレジシステムの整備、改修等の事前準備に係る支援
 - ウ 宿泊税の見直しについては、税率のみならず、導入後の効果や必要性も含めた宿泊事業者への意見徴取

3 開催状況

第1回 令和7年10月22日(水)

議事:観光財源の概要及び委員会での検討事項について

第2回 令和7年11月7日(金)

議事:(1)宿泊税制度内容について
(2)事業者支援策について

第3回 令和7年11月19日(水)

議事:(1)事業者説明会での意見等について
(2)制度内容の検討について
(3)今後のスケジュールについて

4 委員名簿

	氏名	団体名称	役職
委員長	山田 浩久	山形大学 人文社会科学部	教授
副委員長	山口 範夫	山形商工会議所	常務理事
委員	伊勢 和正	山形市ホテル協会	会長
委員	伊藤 林也	一般社団法人 山形市観光協会	常務理事
委員	遠藤 正明	山寺観光協会	商工事務部長
委員	岡崎 善七	蔵王温泉観光協会	会長
委員	岡崎 彌平治	株式会社DMC蔵王温泉ツーリズムコミッティ	代表取締役
委員	本川 武志	山形市ホテル宿泊連絡協議会	副会長
委員	横尾 香矢子	山形商工会議所 女性会	会長
委員	高橋 大	山形市	商工観光部長

(委員は50音順)